

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都府知事		平成23年9月14日					
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒100-8310 東京都千代田区二丁目7番3号		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 三菱電機株式会社 執行役社長 山西 健一郎 電話 03-3218-2111 (代表)					
主たる業種	情報通信機械器具製造業 (ラジオ受信機、テレビジョン受信機製造)	細分類番号	3 0 1 4				
事業者の区分	第2条第1項第1号 京都府地球温暖化対策条例施行規則 第2条第1項第2号又は第3号 第2条第1項第4号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	平成22年度を基準に、平成25年度の温室効果ガス排出量を2%以上削減する。						
計画を推進するための体制	京都製作所長を統括責任者、製造管理部長を統括管理者とし、京都地区EMS推進体制にてこれを実行する。 (EMS: ISO14004:2004・JIS Q14001:2004、登録日'98-6-22)						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	7,963.7 トン	9,354.6 トン	9,827.9 トン	10,774.4 トン	25.4 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	10,213.4 トン	9,354.6 トン	9,827.9 トン	10,774.4 トン	-2.2 パーセント	
目標の根拠		・H23年度に製造ラインを拡大、本格稼働により以降増量計画の為排出量が増加。 ・空調、トランス等IT設備の高効率化と、生産性向上・省エネ活動によりH25年度には2.2%削減を目指す。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (年間生産高)	5.08	5.50	5.38	5.28	5.88 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		京都地区全体の総排出量を生産高で除した値でありH23年度は製造ライン拡大のため一旦増加するが、その後は年率2%程度の削減を図る。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		90.0 パーセント	95.0 パーセント	104.0 パーセント	113.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	高効率エアコンへの更新、機器の適正な運転管理、緊急節電対策等					
	(24)年度	トランス変圧器への更新、機器の適正な運転管理等					
	(25)年度	高効率照明拡大、機器の適正な運転管理、自然エネルギー発電検討等					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えるために実施しようとする措置	措置の内容	従業員の通勤は公共交通機関の利用を前提としており、マイカー通勤者は構外の有料駐車場を自己負担で使用させている。					
	上記の措置を採用する理由	会社はマイカー通勤は奨励せず、費用面で使用を控えるような措置としている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	自然との共生、環境マインドの育成のため、近隣の住民を対象に年1回野外教室を開催し、植樹等を実施している。また、製作所内の緑化を計画的に実施。						
特記事項							

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。